

令和 2 年 9 月 4 日 開 会

⑦

令和 2 年 第 3 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 3 綴)

茨 城 県

目 次

第 1 3 2 号議案	教育委員会委員の任命について ……………	1
第 1 3 3 号議案	監査委員の選任について ……………	2

1 教育委員会委員の任命について

教育委員会委員（定数6）のうち、中田俊之氏及び江原陽子氏が令和2年10月14日付をもって任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

中 田 俊 之

昭和44年6月22日生



現住所	茨城県古河市
学 歴	平成 6 年 3 月 獨協医科大学医学部卒業
職 歴	平成 6 年 4 月 東京女子医科大学付属病院救命救急センター勤務
	平成10年 5 月 獨協医科大学付属越谷病院循環器内科勤務
	平成17年 5 月 友愛記念病院勤務
	平成21年 3 月 トモエ乳業株式会社入社
	平成26年 8 月 つくば航空株式会社代表取締役
	平成26年 9 月 トモエ乳業株式会社代表取締役社長
	平成26年12月 公益財団法人中田俊男記念財団代表理事
	平成28年10月 茨城県教育委員会委員（1期）

【任命理由】

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、教育長及び6人の委員をもって組織される。

候補者は、平成6年から医師として医療に従事しつつ、平成26年からは代表取締役社長として企業を経営するなど、優れた見識と幅広い視野を有している。また、代表理事を務める法人の活動を通じ、畜産や乳業に関する文化の普及活動にも取り組んでいる。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、教育委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

中 庭 陽 子

昭和30年10月25日生



現住所	茨城県水戸市
学 歴	昭和54年3月 御茶の水女子大学文教育学部英文科卒業
職 歴	昭和54年4月 茨城県立筑波高等学校教諭
	平成21年4月 茨城県立那珂湊第二高等学校校長
	平成22年4月 教育庁高校教育課副参事
	平成24年4月 茨城県立並木高等学校校長兼茨城県立並木中等教育学校校長
	平成28年3月 茨城県退職
	平成28年4月 国立大学法人茨城大学監事

【任命理由】

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されるもので、教育長及び6人の委員をもって組織される。

候補者は、昭和54年に高等学校教諭として勤務を始めて以来、教諭や校長等として学校現場における豊富な経験を有するとともに、教育庁高校教育課副参事として教育委員会事務局の職務に従事するなど、教育行政全般に関する優れた見識と幅広い視野を有している。

教育委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、教育委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

2 監査委員の選任について

監査委員（知識経験を有する者の定数2）のうち、羽生健志氏が令和2年9月30日付をもって任期満了となるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

羽 生 健 志

昭和28年7月25日生



現住所	茨城県水戸市
学 歴	昭和54年 3月 日本大学大学院法学研究科修士課程修了
職 歴	昭和55年12月 税理士登録
	昭和55年12月 羽生経理事務所入所
	平成19年 4月 関東信越税理士会水戸支部支部長
	平成23年 2月 水戸市行政改革推進委員会委員長
	平成25年 4月 関東信越税理士会茨城県支部連合会副会長
	平成27年 4月 関東信越税理士会常務理事
	平成28年10月 茨城県監査委員（1期）
	令和 元年 6月 関東信越税理士会監事

【選任理由】

監査委員は、地方自治法第195条に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するために設置されるもので、県議会議員のうちから2人、知識経験を有する者から2人が選任される。

候補者は、税理士として、財務や経営について豊富な知識経験を有するとともに、水戸市行政改革推進委員会委員長、関東信越税理士会茨城県支部連合会副会長、関東信越税理士会常務理事を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、監査委員として適任であり選任しようとするものである。